

平成 1 9 年度能美市補正予算書

— 平成 2 0 年 3 月 3 1 日専決分 —

一般会計（第 4 号）

特別会計

国民健康保険特別会計（第 4 号）

介護保険特別会計（第 3 号）

公共下水道事業特別会計（第 4 号）

農業集落排水事業特別会計（第 3 号）

企業会計

国民健康保険能美市立病院事業会計（第 3 号）

専決第 6 号

平成 1 9 年度能美市一般会計補正予算（第 4 号）

平成 1 9 年度能美市の一般会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 5 9, 0 0 0 千円を減額し、歳入歳出それぞれ 2 0, 4 1 1, 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる既定の地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定による繰越明許費の追加は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

平成20年3月31日 専決

能美市長 酒 井 悌 次 郎

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 市 税		7, 5 2 8, 9 1 9	1 1 8, 0 0 0	7, 6 4 6, 9 1 9
	1 市 民 税	3, 2 3 6, 9 4 9	9 2, 4 0 0	3, 3 2 9, 3 4 9
	2 固定資産税	3, 3 1 1, 3 6 8	2 1, 6 0 0	3, 3 3 2, 9 6 8
	3 軽自動車税	7 8, 4 0 0	8 0 0	7 9, 2 0 0
	7 入 湯 税	1 2, 0 0 0	3 0 0	1 2, 3 0 0
	8 都市計画税	5 7 2, 0 0 0	2, 9 0 0	5 7 4, 9 0 0
2 地方譲与税		2 7 0, 0 0 0	△ 2, 0 3 1	2 6 7, 9 6 9
	1 自動車重量譲与税	2 0 0, 0 0 0	△ 8 3 6	1 9 9, 1 6 4
	2 地方道路譲与税	7 0, 0 0 0	△ 1, 1 9 5	6 8, 8 0 5
3 利子割交付金		3 1, 0 0 0	1, 2 6 4	3 2, 2 6 4
	1 利子割交付金	3 1, 0 0 0	1, 2 6 4	3 2, 2 6 4
4 配当割交付金		2 2, 0 0 0	2, 3 8 9	2 4, 3 8 9
	1 配当割交付金	2 2, 0 0 0	2, 3 8 9	2 4, 3 8 9
5 株式等譲渡所得割交付金		1 7, 0 0 0	5 6 2	1 7, 5 6 2
	1 株式等譲渡所得割交付金	1 7, 0 0 0	5 6 2	1 7, 5 6 2
6 地方消費税交付金		4 7 0, 0 0 0	△ 1 1, 1 5 4	4 5 8, 8 4 6
	1 地方消費税交付金	4 7 0, 0 0 0	△ 1 1, 1 5 4	4 5 8, 8 4 6

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 ゴルフ場利用税交付金		50,000	1,581	51,581
	1 ゴルフ場利用税交付金	50,000	1,581	51,581
8 自動車取得税交付金		157,000	△13,308	143,692
	1 自動車取得税交付金	157,000	△13,308	143,692
10 地方交付税		4,500,962	29,187	4,530,149
	1 地方交付税	4,500,962	29,187	4,530,149
11 交通安全対策特別交付金		9,000	△674	8,326
	1 交通安全対策特別交付金	9,000	△674	8,326
12 分担金及び負担金		716,496	△467	716,029
	1 分 担 金	19,144	△394	18,750
	2 負 担 金	697,352	△73	697,279
13 使用料及び手数料		372,374	△8,679	363,695
	1 使 用 料	349,306	△8,852	340,454
	2 手 数 料	23,068	173	23,241
14 国庫支出金		1,520,539	19,178	1,539,717
	1 国庫負担金	570,494	△12,238	558,256
	2 国庫補助金	939,914	31,416	971,330

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 県支出金		898,410	△12,619	885,791
	1 県負担金	347,613	△6,123	341,490
	2 県補助金	396,659	2,628	399,287
	3 県委託金	154,138	△9,124	145,014
16 財産収入		110,512	42,338	152,850
	1 財産運用収入	33,612	283	33,895
	2 財産売払収入	76,900	42,055	118,955
17 寄附金		27,549	535	28,084
	1 寄附金	27,549	535	28,084
18 繰入金		1,193,824	△130,620	1,063,204
	1 基金繰入金	1,193,824	△130,620	1,063,204
20 諸収入		457,256	18	457,274
	4 雑入	163,751	18	163,769
21 市債		2,053,200	△194,500	1,858,700
	1 市債	2,053,200	△194,500	1,858,700
歳 入 合 計		20,570,000	△159,000	20,411,000

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		2 2 4, 0 0 0	△ 2, 3 6 0	2 2 1, 6 4 0
	1 議 会 費	2 2 4, 0 0 0	△ 2, 3 6 0	2 2 1, 6 4 0
2 総 務 費		1, 8 7 5, 4 3 6	△ 7, 3 0 1	1, 8 6 8, 1 3 5
	1 総務管理費	1, 5 1 8, 5 2 1	△ 5, 8 4 4	1, 5 1 2, 6 7 7
	2 徴 税 費	2 4 7, 6 5 3	0	2 4 7, 6 5 3
	4 選 挙 費	4 4, 1 7 7	△ 1, 3 1 0	4 2, 8 6 7
	5 統計調査費	3, 9 0 1	△ 1 4 7	3, 7 5 4
3 民 生 費		5, 4 3 1, 7 4 4	△ 8 6, 2 9 6	5, 3 4 5, 4 4 8
	1 社会福祉費	2, 3 1 3, 3 4 3	△ 4 8, 2 6 5	2, 2 6 5, 0 7 8
	2 児童福祉費	2, 9 7 7, 4 8 3	△ 3 1, 7 3 1	2, 9 4 5, 7 5 2
	3 生活保護費	1 3 8, 8 5 2	△ 6, 3 0 0	1 3 2, 5 5 2
4 衛 生 費		1, 5 8 6, 8 6 6	△ 1 5, 7 9 6	1, 5 7 1, 0 7 0
	1 保健衛生費	7 9 2, 0 4 6	△ 7, 7 9 6	7 8 4, 2 5 0
	2 環境衛生費	1 8 7, 0 0 1	△ 4, 6 0 0	1 8 2, 4 0 1
	3 清 掃 費	6 0 7, 8 1 9	△ 3, 4 0 0	6 0 4, 4 1 9
6 農林水産業費		7 3 9, 6 9 6	△ 7, 4 7 4	7 3 2, 2 2 2
	1 農 業 費	5 9 4, 3 0 5	△ 7, 2 0 7	5 8 7, 0 9 8

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	2 林 業 費	1 4 5, 3 4 1	△ 2 6 7	1 4 5, 0 7 4
7 商 工 費		1, 2 1 5, 9 6 4	1 8 0, 2 7 9	1, 3 9 6, 2 4 3
	1 商 工 費	1, 2 1 5, 9 6 4	1 8 0, 2 7 9	1, 3 9 6, 2 4 3
8 土 木 費		3, 2 5 0, 3 8 5	△ 1 3 0, 8 2 3	3, 1 1 9, 5 6 2
	1 土木管理費	9 4, 9 4 1	△ 1, 4 3 4	9 3, 5 0 7
	2 道路橋りょう費	1, 2 2 1, 2 8 2	△ 7 5, 3 5 6	1, 1 4 5, 9 2 6
	3 河 川 費	4 0, 7 9 1	△ 4, 6 0 0	3 6, 1 9 1
	4 都市計画費	1, 8 4 6, 6 4 2	△ 4 9, 4 3 3	1, 7 9 7, 2 0 9
10 教 育 費		2, 6 6 7, 9 9 1	△ 8 9, 2 2 9	2, 5 7 8, 7 6 2
	1 教育委員会費	2 4 0, 4 5 2	0	2 4 0, 4 5 2
	2 小 学 校 費	4 5 9, 1 2 0	0	4 5 9, 1 2 0
	3 中 学 校 費	5 9 6, 1 1 7	△ 5 4, 5 9 5	5 4 1, 5 2 2
	4 幼 稚 園 費	3 5 2	0	3 5 2
	5 社会教育費	8 3 4, 6 8 5	△ 3 5, 0 6 7	7 9 9, 6 1 8
	6 保健体育費	5 3 7, 2 6 5	4 3 3	5 3 7, 6 9 8
歳 出 合 計		2 0, 5 7 0, 0 0 0	△ 1 5 9, 0 0 0	2 0, 4 1 1, 0 0 0

第 2 表 地 方 債 補 正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営土地改良事業負担金	35,200	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。	36,400	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。
道路整備事業債（林道）	10,700				11,900			
臨時地方道整備事業債	208,700				197,800			
地方特定道路整備事業債	60,700				41,200			
交通安全施設等整備事業	15,100				33,700			
小松インター線整備事業債	88,200				41,800			
上清水下徳山線整備事業債	58,800				55,500			
下清水出口線整備事業債	45,200				48,400			
道林高坂線整備事業債	7,600				6,000			

(能美市一般会計)

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
福岡赤井線整備事業債	5,200	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。	4,900	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。
市道第192号線整備事業債	51,800				53,300			
水辺環境整備事業債	13,300				12,500			
中心街活性化事業債	241,000				190,900			
根上中学校大規模改造事業債	91,500				83,300			
辰口中学校建設事業債	219,000				145,300			
市民交流ふれあい広場整備事業債	57,000				51,600			
計	2,053,200				1,858,700			

第 3 表 繰越明許費補正

追加

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前の額	補正額	計
3 民生費	1 社会福祉費	心身障害者医療制度システム改修事業		1,000	1,000
合 計			700,604	1,000	701,604

専決第 7 号

平成 1 9 年度能美市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

平成 1 9 年度能美市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 1 0 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 4, 4 1 3, 4 9 8 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 0 年 3 月 3 1 日 専決

能美市長 酒 井 悌 次 郎

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 国庫支出金		9 4 2, 9 6 3	△ 1 5 0	9 4 2, 8 1 3
	2 国庫補助金	1 7 3, 1 1 8	△ 1 5 0	1 7 2, 9 6 8
11 諸 収 入		6 8 0	3 6 0	1, 0 4 0
	3 雑 入	6 2 0	3 6 0	9 8 0
歳 入 合 計		4, 4 1 3, 2 8 8	2 1 0	4, 4 1 3, 4 9 8

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		6 4 , 3 7 6	2 1 0	6 4 , 5 8 6
	1 総務管理費	5 1 , 5 5 6	2 1 0	5 1 , 7 6 6
歳 出	合 計	4 , 4 1 3 , 2 8 8	2 1 0	4 , 4 1 3 , 4 9 8

専決第 8 号

平成 1 9 年度能美市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

平成 1 9 年度能美市の介護保険特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から保険事業勘定歳入歳出それぞれ 1 3, 9 3 3 千円を減額し、保険事業勘定歳入歳出それぞれ 2, 9 2 0, 5 9 5 千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 0 年 3 月 3 1 日 専決

能美市長 酒 井 悌 次 郎

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 国庫支出金		6 1 6, 0 4 4	△ 2, 6 2 2	6 1 3, 4 2 2
	2 国庫補助金	1 4 1, 9 2 7	△ 2, 6 2 2	1 3 9, 3 0 5
5 県支出金		4 2 1, 9 5 8	△ 2 0 9	4 2 1, 7 4 9
	1 県負担金	4 1 3, 1 5 3	4 3	4 1 3, 1 9 6
	2 県補助金	8, 8 0 5	△ 2 5 2	8, 5 5 3
8 繰入金		4 6 0, 5 9 9	△ 1 0, 8 3 3	4 4 9, 7 6 6
	1 一般会計繰入金	4 6 0, 5 9 9	△ 1 0, 8 3 3	4 4 9, 7 6 6
10 諸収入		5 1 5	△ 2 6 9	2 4 6
	4 雑入	4 6 5	△ 2 6 9	1 9 6
歳 入 合 計		2, 9 3 4, 5 2 8	△ 1 3, 9 3 3	2, 9 2 0, 5 9 5

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		54,187	△6,900	47,287
	1 総務管理費	19,501	△3,400	16,101
	2 徴 収 費	6,726	△1,300	5,426
	3 介護認定審査会費	27,960	△2,200	25,760
2 保険給付費		2,730,000	△4,800	2,725,200
	1 介護サービス等諸費	2,468,904	△3,200	2,465,704
	2 介護予防サービス等諸費	131,150	△1,600	129,550
4 地域支援事業費		70,737	△2,233	68,504
	1 介護予防事業費	48,505	0	48,505
	2 包括的支援事業・任意事業	22,232	△2,233	19,999
歳 出 合 計		2,934,528	△13,933	2,920,595

専決第9号

平成19年度能美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成19年度能美市の公共下水道事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ31,887千円を減額し、歳入歳出それぞれ3,049,368千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる既定の地方債の変更は、「第2表 地方債の補正」による。

平成20年3月31日 専決

能美市長 酒井 悌次郎

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		1 6 7, 0 0 1	2 1, 8 6 9	1 8 8, 8 7 0
	1 負 担 金	1 6 7, 0 0 1	2 1, 8 6 9	1 8 8, 8 7 0
2 使用料及び手数料		6 8 6, 6 8 6	△ 1 2, 7 4 7	6 7 3, 9 3 9
	1 使 用 料	6 8 6, 6 7 5	△ 1 2, 9 8 5	6 7 3, 6 9 0
	2 手 数 料	1 1	2 3 8	2 4 9
5 繰 入 金		1, 0 8 2, 4 8 9	△ 3 2, 4 8 9	1, 0 5 0, 0 0 0
	2 基金繰入金	3 2, 4 8 9	△ 3 2, 4 8 9	0
7 諸 収 入		4 9, 2 0 2	1, 7 8 0	5 0, 9 8 2
	2 雑 入	4 9, 2 0 1	1, 7 8 0	5 0, 9 8 1
8 市 債		7 6 8, 9 0 0	△ 1 0, 3 0 0	7 5 8, 6 0 0
	1 市 債	7 6 8, 9 0 0	△ 1 0, 3 0 0	7 5 8, 6 0 0
歳 入 合 計		3, 0 8 1, 2 5 5	△ 3 1, 8 8 7	3, 0 4 9, 3 6 8

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 事 業 費		1, 3 5 0, 4 8 1	△ 2 0, 0 3 3	1, 3 3 0, 4 4 8
	1 事 業 費	1, 3 5 0, 4 8 1	△ 2 0, 0 3 3	1, 3 3 0, 4 4 8
2 公 債 費		1, 7 3 0, 7 7 4	△ 1 1, 8 5 4	1, 7 1 8, 9 2 0
	1 公 債 費	1, 7 3 0, 7 7 4	△ 1 1, 8 5 4	1, 7 1 8, 9 2 0
歳 出 合 計		3, 0 8 1, 2 5 5	△ 3 1, 8 8 7	3, 0 4 9, 3 6 8

第 2 表 地 方 債 補 正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	444,500	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。	434,200	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。
計	768,900				758,600			

(能美市公共下水道事業特別会計)

能美市農業集落排水事業特別会計
補正予算（第3号）

1. 総括

歳 入 歳 出 予 算 補 正 事 項 別 明 細 書

(歳 入)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 使用料及び手数料	32,480	△549	31,931
5 繰 入 金	62,896	△5,896	57,000
歳 入 合 計	181,759	△6,445	175,314

(歳 出)

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 事 業 費	74,221	△6,218	68,003				△6,218
2 公 債 費	107,538	△227	107,311				△227
歳 出 合 計	181,759	△6,445	175,314				△6,445

2. 歳入

(款) 2 使用料及び手数料			(項) 1 使用料			(単位 : 千円)	
目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明	
				区 分	金 額		
1 農業集落排水処理施設 使用料	32,479	△ 558	31,921	1 使用料現年分	△ 725	使用料現年分 (既決32,478) △ 725	
				2 使用料滞納繰越分	167	使用料滞納繰越分 (既決1) 167	
計	32,479	△ 558	31,921				

(款) 2 使用料及び手数料			(項) 2 手数料		
1 農業集落排水処理施設 手数料	1	9	10	1 農業集落排水処理施設手 数料	9
計	1	9	10		

(款) 5 繰入金			(項) 2 基金繰入金		
1 農業集落排水事業基金 繰入金	5,896	△ 5,896	0	1 農業集落排水事業基金繰 入金	△ 5,896
計	5,896	△ 5,896	0		

3. 歳出

(款) 1 事業費

(項) 1 事業費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分			金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 農業集落排水 処理施設管理 費	31,082	△6,478	24,604				△6,478	11 需 用 費	△3,730	光熱水費 △410 修繕料 △3,320	農業集落排水処理施設 管理費 (既決31,082) △6,478
								12 役 務 費	△110	通信運搬費 △110	
								13 委 託 料	△1,818	施設設備管理委託料 △1,818	
								15 工事請負費	△600	下水道補修工事費 △600	
								23 償還金、利子 及び割引料	△50	過年度過誤納還付金 △50	
								27 公 課 費	△170	消費税 △170	
2 農業集落排水 処理施設建設 費	43,139	260	43,399				260	3 職 員 手 当	300	時間外勤務手当 300	農業集落排水処理施設 建設費 (既決43,139) 260
								15 工事請負費	△310	下水道工事費 △310	
								19 負担金補助及 び交付金	△330	負担金 土地改良事業団体 △330	
								25 積 立 金	600	農業集落排水事業基金 600	
計	74,221	△6,218	68,003				△6,218				

(款) 2 公債費

(項) 1 公債費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 元 金	81,757	△217	81,540				△217	23 償還金、利子 及び割引料	△217	地方債償還金 △217	元金 (既決81,757) △217
2 利 子	25,781	△10	25,771				△10	23 償還金、利子 及び割引料	△10	地方債償還金 △10	利子 (既決25,781) △10
計	107,538	△227	107,311				△227				

平成19年度国民健康保険能美市立病院事業会計補正予算（第3号）

第1条 平成19年度国民健康保険能美市立病院事業会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（合 計）
第1款 病院事業費用	2, 129, 000千円	0千円	2, 129, 000千円
第1項 医業費用	2, 049, 595千円	0千円	2, 049, 595千円

第3条 予算第4条本文中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額273, 740千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額258, 907千円」、「過年度分損益勘定留保資金92, 412千円及び当年度分損益勘定留保資金127, 798千円」を「過年度分損益勘定留保資金21, 618千円及び当年度分損益勘定留保資金183, 759千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（合 計）
第1款 病院事業資本的収入	158, 733千円	7, 718千円	166, 451千円
第1項 企業債	47, 300千円	△12, 000千円	35, 300千円
第3項 補助金	2, 626千円	2, 417千円	5, 043千円
第4項 寄附金	0千円	17, 301千円	17, 301千円
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（合 計）
第1款 病院事業資本的支出	401, 019千円	△7, 115千円	393, 904千円
第1項 建設改良費	50, 000千円	△7, 115千円	42, 885千円

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(合 計)
第2款 介護老人保健施設資本的支出	31,454千円	0千円	31,454千円
第1項 建設改良費	5,594千円	0千円	5,594千円
第2項 企業債償還金	25,860千円	0千円	25,860千円

第4条 予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を次のとおり補正する。

変更・追加

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器整備事業	47,300	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借りる場合は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定するものとする。ただし、その債権者と市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	28,300	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借りる場合は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定するものとする。ただし、その債権者と市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
施設整備事業					7,000			
計	47,300				35,300			

第5条 予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(合 計)
(1) 病院			
職員給与費	1, 096, 846千円	△13, 523千円	1, 083, 323千円
交際費	500千円	128千円	628千円

平成20年3月24日 専決

能美市長 酒 井 悌次郎